

食文化振興加速化事業 委託実施要項

令和6年2月26日

文化庁次長決定

1 趣旨

少子高齢化、生活様式・嗜好の変化等による食生活の急激な変容により、食文化の継承は喫緊の課題となっている。

本事業では、我が国の食文化の魅力を国内外に広く発信するイベントやシンポジウムの開催などの食文化振興を加速させる取組を実施することで、食文化に対する意識付けや保護・継承につながる行動変容を促すとともに、高度な「わざ」を披露する機会を創出することにより、料理人等の地位向上と担い手の確保、併せて経済効果の創出等を図る。

2 委託業務の内容

別に定める仕様書に基づき、上記1の趣旨に沿った取組を行う。

3 委託業務の委託先

上記2の委託業務の委託先は、法人格を有する団体とする。

なお、任意団体については、次の①～④を全て満たす団体に限る。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

4 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、予め文化庁の承認を受けなければならない。

8 業務完了（廃止）の報告

団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について検査・調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。